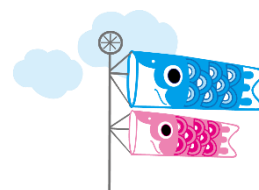


東京都目黒都税事務所からのお知らせ

(令和5年5月)



- 5月は自動車税種別割の納期です・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 身体障害者手帳等をお持ちの方へ
自動車税種別割の減免申請はお済みですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 車検時の自動車税（種別割）納税証明書の提示が省略できます！・・・・・・・・・・・・・3
- 不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地に対する
固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する
固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する
固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します・・・・・・・・・・・・・7
- インターネット公売（動産、自動車、不動産等）のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～・・・・・・・・・・・・・9
- eLTAX 電子納税が大変便利です・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 都税がスマートフォン決済アプリで納付できます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 来所せずにお手続きができます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 都税に関する各種証明の申請には電子申請をご活用ください・・・・・・・・・・・・・・・・・13

一都税についてのお知らせ

5月は自動車税種別割の納期です

令和5年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月1日（月）に発送します。
5月31日（水）までにお納めください。

＜ご利用になれる主な納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ！！

スマホアプリ

（令和5年4月1日時点）



Rakuten
楽天銀行

※地方税統一 QR コード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることも納付できます。
詳細は主税局 HP をご覧ください。

クレジットカード

インターネットの専用サイト
から納税が出来ます。



インターネットバンキング
モバイルバンキング

ペイジー
pay-easy
にて
納税ができます。



他にも金融機関の窓口・ATM またはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができます。

（ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大 10 日程度かかります。）

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

納税の猶予に関するご相談は、所管の都税事務所・支庁までご連絡ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日 9 時～17 時）

主税局 HP
都税の支払い方法



※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

—都税についてのお知らせ—

身体障害者手帳等をお持ちの方へ

自動車税種別割の **減免申請** はお済みですか？



●減免の対象となる方

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、障害の程度が一定基準の方

●減免の対象となる自動車

障害者の方又は生計を同じくする方が所有（又は取得）する自動車で、障害者の方が運転するもの又は生計を同じくする方が、その障害者の方の通院・通学等のために運転するもの

※個人名義の自家用自動車に限ります。

●申請方法

＜申請場所＞都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所

＜申請期限＞納期限（令和5年5月31日（水））

*新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1ヶ月以内

※申請期限間際は窓口が大変混み合います。時間にご都合がつく場合は、月末時を避けてご来所ください。ご協力をお願いいたします。

＜必要書類＞

①減免申請書 ②身体障害者手帳等 ③運転免許証（コピーの場合は表裏両面）

*障害者の方と生計を同じくする方が所有する場合

上記①～③に加え、

④所有者又は取得者（納税義務者）の住所が確認できる公的証明書（運転免許証（コピーの場合は表裏両面）、住民票等）

*生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合

上記①～④に加え、

⑤「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等）

※既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

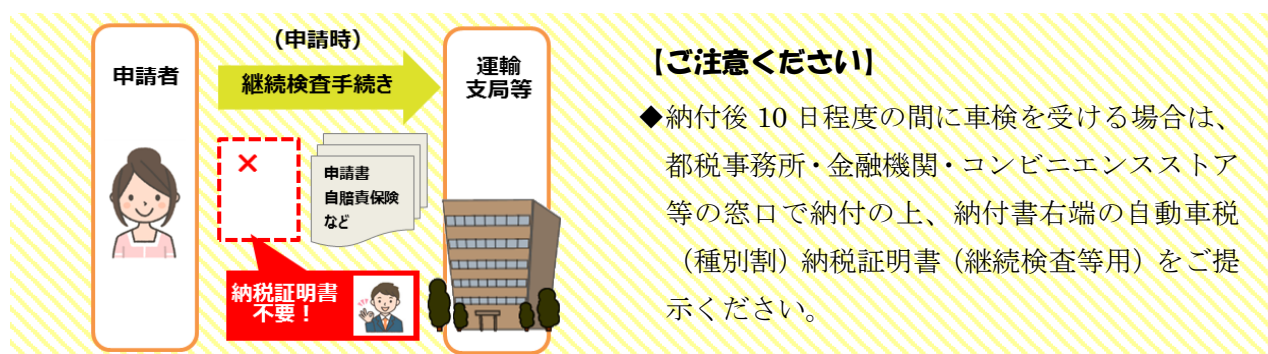
平日 9時～17時 （土日・休日・年末年始を除く。）

車検時の自動車税(種別割)納税証明書の提示が省略できます！

現在、継続検査・構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所において、自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能になっています。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。また、納税証明書紛失時の再交付申請も不要になっています。

ただし、納付後、運輸支局・自動車検査登録事務所にて納税確認ができるまで、最大で10日程度かかります。この期間内に車検を受ける場合には、都税事務所・金融機関・コンビニエンスストア等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税（種別割）納税証明書（継続検査等用）をご提示ください。

詳しくは、各都税事務所にお問合せください。



ー都税についてのお知らせー

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、不燃化のために老朽住宅を除却した防災上有効な空地として適正に管理されている土地のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

老朽住宅を除却した翌年度から最長5年度分について住宅の敷地並みの税額となるよう8割減免します。

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です。）。申請には、区の証明書を添付する必要があります。

減免手続きについては、当該土地が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。
区の証明書については、各区役所へお問い合わせください。

ー都税についてのお知らせー

**不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅
に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）**

【減免対象】

不燃化特区内において、老朽建築物に該当する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から5年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

【申請期限】

新築した年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



都市整備局 HP



主税局 HP

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

耐震化のための 建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23 区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和 6 年 3 月 31 日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から 3 年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の 2 月末
（1 月 1 日新築の場合は翌年の 2 月末）

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和 57 年 1 月 1 日以前からある家屋で、令和 6 年 3 月 31 日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で 1 戸あたり 120 m²の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から 3 か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

● 減免の要件

1 住宅に係る要件

- 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること

- 次の①、②のいずれかに該当すること

- ① 太陽光発電システム（※1）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること

※1 一定の要件を満たすものに限ります。

※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

2 取得者に係る要件

- 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

● 減免される割合

- 減免の要件の1 ①又は②の一方にのみ該当する場合

⇒住宅に係る不動産取得税の5割

- 減免の要件の1 ①及び②の両方ともに該当する場合

⇒住宅に係る不動産取得税の10割

● 減免を受けるための手続

- 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。

該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続の詳細については
主税局 HP をご覧ください▶

主税局 ゼロエミ

検索



● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。

詳しくは主税局HPをご確認ください。

主税局 住宅新築

検索



インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和5年4月18日(火)13時～令和5年5月9日(火)23時	
入札期間	令和5年5月16日(火)13時～ 令和5年5月18日(木)23時	令和5年5月16日(火)13時～ 令和5年5月23日(火)13時
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内> https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メールマガ

検索

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、東京都が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減 免 額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管都税務所の法人事業税班・個人事業税班
 - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

地方税共通納税システムのお知らせ

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○クレジットカード納付が可能!!

ペイジー納付やダイレクト納付に加え、クレジットカード納付も可能になりました。



e L T A X 電子納税での納付方法が増えました!!

○ダイレクト納付が可能!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続きができます!!



取扱税目

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 事業所税 ○個人住民税（特別徴収分、退職所得分）
- 都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割

詳しくはホームページをご覧ください。

e L T A X ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

地方税お支払サイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)



e L T A X ホームページ



地方税お支払サイト



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- 💡 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、
納付書のバーコードを読み取ることで納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書
（バーコードがあるもの）に限ります。

利用できるアプリ

（令和5年4月1日時点）



注意事項

■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・
金融機関等の窓口またはコンビニエンス
ストアで納税してください。

■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。

■事前に登録及びチャージをする必要が
あります。

※Pay B、モバイルレジ及び楽天銀行アプリにつ
いては、お支払になる口座に納税金額をご準備く
ださい。

■バーコードのない納付書や汚損により
バーコードが読み取れない納付書は
お使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、
ご利用ください。

※地方税統一 QR コード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることで納付できます。

詳細は主税局 HP をご覧ください。

（QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。）

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。
車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HP の「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



来所せずにお手続きができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続きが可能です！ぜひご利用ください！◆

申 告

- ✓ 電子申告
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・ eLTAX
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

納 税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
（インターネットバンキング・
モバイルバンキング）
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明等の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
 - ・ 東京共同電子申請・届出サービス
 - ・ スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

納税証明・評価証明の申請には 電子申請をご活用ください！



■ 電子申請が可能な証明等

- ・ 納税証明（車検用納税証明は除きます。） ・ 23 区内の土地・家屋名寄帳
- ・ 滞納処分を受けたことのないことの証明 ・ 23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- ・ 酒類製造販売の免許申請のための証明 ・ 23 区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明

	東京共同電子申請・届出サービス	スマート申請
申請できる方	● 納税義務者本人 ● 法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの ● 上記の代理人	【個人の方】納税義務者本人 【法人の方】法人の代表者 ※代理人や相続人等からの申請は受け付けておりません。
申請に必要なもの	・ パソコン ※Windows 以外の OS ではご利用になれません。 ・ 各種電子証明書 ※IC カードタイプはIC カードリーダーが必要です。 ※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料の別送が必要です。	・ スマートフォンと専用アプリ ※専用アプリでマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行います。 ※パソコン又はタブレット端末から申請する場合もアプリの取得が必要です。 ・ マイナンバーカード ※署名用電子証明書暗証番号（マイナンバーカード発行時に自治体の窓口で登録した暗証番号）が必要です。 ※法人の申請は、上記に加え、登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号」「発行年月日」が必要です。
手数料・郵送料の納付方法	・ ペイジー ※インターネットバンキング又は金融機関・郵便局のペイジー対応 ATM から納付してください。	・ クレジットカード ※対応ブランドは VISA、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club です。

申請可能な証明等の種類や詳細な手続 Q&A については、
主税局ホームページをご確認ください。



共同申請



スマート申請

